

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

平成30年1月10日

東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市立小学校空調設備整備事業	設計・施工：平成31年度 維持管理：平成31年度から平成43年度まで (予定)	市立小学校の空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理業務	東大阪市立小学校	平成30年4月（予定） 東大阪市ウェブサイトにて公表	教育総務部施設整備課 電話 06-4309-3335 (直通)